

組合員加入・脱退の手続きについて

J Aは、地域農業と暮らしの向上を目指す協同組合です。農業を営む方々と地域の方々が出資して組合員となり、運営・利用する組織です。

人々が連帯し、助け合うことを意味する「相互扶助」の精神のもと、組合員や地域住民のみなさまとともに活力ある地域社会を築いていきます。

加入について

J A太田市の組合員には「正組合員」と「准組合員」の2つに分けられます。

【正組合員の資格】

下記のいずれかに該当する方は正組合員になることができます。

1. 10アール以上の土地を耕作する農業を営み、住所又は、その経営に係る土地又は施設が地区内にあるもの。
2. 1年のうち90日以上農業に従事し、住所又はその農業に係る土地又は施設が地区内にあるもの。
3. 農業を営む法人で、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの。

【准組合員の資格】

1. 地区内に住所があり、組合の事業を利用することが適当と認められるもの。
2. 地区内に勤務地があり、1年以上継続して貸付・貯金・購買・共済のいずれかの事業を利用しており、引き続き組合の事業を利用することが適当と認められるもの。
3. 上記以外においても要件を満たす場合は准組合員として加入できる場合がございます。詳しくは最寄りの支所へお問い合わせください。

加入を希望される場合、以下の書類をお持ちいただき、最寄りの支所までお越しく下さい。

【手続きに必要なもの】

1. 印鑑
2. 公的な本人確認書類（運転免許証等）
3. 出資金（1口あたり1,000円）

脱退について

組合員の脱退をご希望される場合は、以下の手続きが必要となります。
詳細は最寄りの支所にお問い合わせ下さい。

【任意脱退】

いつでも出資金譲渡の申し出をすることができ、全部譲渡することにより脱退することができますが、譲受先がない場合は、年度末（2月28日）の60日前の営業日までにお申し込みいただければ、年度末において脱退となります。なお出資金は、その年に開催される通常総代会後に払戻しいたします。

【法定脱退（死亡など）】

J A太田市管外に転居、また亡くなられた場合、事実発生により脱退となりますので、加入いただいた支所へお申し出ください。年度末（2月28日）の最終営業日までにお申し出頂いた場合は、その年に開催される通常総代会後に出資金を払戻しいたします。

既にご加入中の組合員の皆様へ

組合員のみなさまの住所・氏名などに変更または組合員資格に変更があった場合は、異動手続きが必要となりますので、最寄りの支店にご相談のうえ、お手続きをお願いいたします。